

法人格のない団体の口座開設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、貯金の不正な払戻しやマネーロンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっており、JA に対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法令により貯金口座を厳格に管理することが求められています。

また、農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に貯金者の皆さまが貯金の払戻しを円滑に受けられるよう、JA は保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、農水産業協同組合貯金保険法では、JA に対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

このような背景から当 JA では、法人格のない団体の口座開設をされる皆さまに以下の確認をさせていただきます。組合員・利用者の方々にはご不便、お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座開設は最寄りの支店にてお手続きをお願いします

口座開設は、団体の所在地や代表者様の住所地など最寄りの支店にてお手続きください。遠隔の支店をご希望の場合は、ご希望の理由などをお聞かせいただくとともに場合によっては口座の開設をお断りさせていただくことがございます。

2. 口座開設に伴う「団体としての要件」と「お持ちいただく書類」について

<要件>

- ① 団体・組織としての規約や定款などの定めがあること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更に関わらず団体そのものが存続していること
- ④ 組織において代表の選任方法や総会の運営方法、財産の管理方法が定められていること
- ⑤ 財産が団体に属するのか構成員に属するのかについて、団体の規約、定款または総会議事録に明記されていること

お持ちいただく書類	
①	団体の規約、定款または総会議事録など
②	団体の活動実績がわかる資料 ※これから団体活動を開始する場合は不要
③	団体の収支報告書 ※これから団体活動を開始する場合は不要
④	団体の会員名簿
⑤	代表者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
⑥	取引担当者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
⑦	その他必要書類など

<留意事項>

- 口座名義
規約、定款などに記載の名称とさせていただきます。
- 口座の代表者
規約、定款などに記載の団体の代表者とさせていただきます。
- 団体の具体的な活動内容やお取引の目的などを確認させていただきます。
- 審査のため、お申込みから口座開設までに 2 週間から1か月程度お時間をいただきます。
審査の結果、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

3. 複数口座の開設について

既に当 JA に口座をお持ちの方は、既存の口座をご利用ください。事情により同じ名義の口座や類似名義の口座を開設する際は、あらためて上記の確認書類が必要となります。

その結果、団体としての要件を満たさないお客さまについては、新たな口座の開設をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

4. 口座の売買や譲渡は犯罪です

口座の売買や譲渡を目的とした口座開設は犯罪収益移転防止法に違反し、刑事罰の対象となります。なお、口座開設後、貯金規定に違反する場合は、口座のご利用を停止させていただくことや解約させていただくこともございます。

総合的判断により口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

以上

